

# PTAのしおり



**豊中市立豊島北小学校PTA**

**事務所:豊中市立豊島北小学校内**

TEL 06-6863-0011

FAX 06-6862-4918

# PTA 活動における傷害補償等について

大阪府 PTA 安全会

PTA 活動中に、会員・児童等がケガをして入院や通院等に至った場合の傷害補償・見舞金給付制度、並びに、PTA 側の過失により第三者等に損害を与えた場合の損害補償制度があります。

## 傷害補償・見舞金制度（保険金・見舞金）

### 各学校単位 PTA、PTA 連合協議会が主催・共催する行事に参加中

- ・PTA 会員(教職員・指導者を含む)・児童等がケガ等をした場合
- ・活動場所と自宅の往復中に、PTA 会員(教職員・指導者を含む)・児童等がケガ等をした場合
- ・PTA 会員(教職員・指導者を含む)・児童等が細菌性食中毒になった場合
- ・PTA 会員(教職員・指導者を含む)・児童等が日射または熱射を原因とする熱中症になった場合

(例)

補償される事故：PTA 総会・部会・運営委員会・役員会、PTA 主催の講演会・社会見学・レクレーション活動・

指導パトロール・朝夕の児童の登下校見守り中・学校清掃奉仕 等

補償されない事故：児童のクラブ活動、同好会（スポーツ少年団等）活動、地域活動（こども会）に関するもの、故意・自然災害によるもの

## 賠償補償制度（損害賠償金・法律相談費用等）

上記の行事中において事故が発生した際、第三者に損害を与えた場合

補償内容等、年度によって変わることがあります。  
事故が起きた場合、早急に本校 PTA 役員まで  
連絡、お問い合わせください。

# 豊中市立豊島北小学校 PTA 会則

- 前文** わたしたちは子どもたちが、民主的な教育の中で幸福に成長していくことを共通の願いとして集まっています。  
わたしたちは学校・学年での活動を基礎にしてきます。学習も行いましょう。お互いうちとけあうよう文化行事も行いましょう。  
子どもたちの教育環境を向上させるための運動にも参加しましょう。  
わたしたちはこうした学校・学年の活動を基礎に、みんなが参加できる PTA をつくりあげていくよう努力します。  
そのためにすべての面で民主的に運営していきます。  
わたしたちは、このような願いと考えをたいせつにし、会員ひとりひとりの協力によってこの会を発展させていきます。
- 第1章 名称および所在地**
- 第1条 (名称・所在地)  
この会は、豊中市立豊島北小学校 PTA という。  
事務所は、豊中市曾根南町2丁目19番1号 同校内に置く。
- 第2章 目的と活動**
- 第2条 (目的)  
この会は、保護者と教職員が協力して、民主的教育を推進し、児童の健全な成長を図り、また会員相互の研修を高め、親睦を深めることを目的とする。
- 第3条 (活動)  
この会は、前条の目的を達成するために次の活動を行う。  
1. 学校および家庭教育の正しい理解者となるための活動。  
2. 会員相互の親睦を図り、教養を高めるための活動。  
3. 地域社会と協力して、児童の社会生活を向上させるための活動。  
4. その他、前条の目的を達成させるために必要な活動。
- 第3章 基本方針**
- 第4条 (方針)  
1. この会は、自主的・民主的団体であって、他のいかなる団体の支配・干渉も受けない。  
2. この会は、児童の福祉増進のために活動する他の団体と協力する。  
3. この会は、学校の財政的後援団体とならないように努める。  
4. この会は、政党、宗教、および営利を目的とした事業には関与しない。
- 第4章 会員**
- 第5条 (会員資格)  
この会の会員資格を得る者はこの学校に在籍する児童の父・母、またはこれに代わる者（以下保護者という）と、この学校に勤務する教職員とする。本会は任意団体である。  
この会の退会は退会届を以て成立とする。但し転出による退会は届け不要とする。
- 第6条 (権利義務)  
この会の会員は、平等の権利・義務を持つ。
- 第5章 会計**
- 第7条 (会費)  
この会の経費は、会費をもってまかなう。  
1. 会員は、一家庭につき月額300円を納入しなければならない。  
但し、特別な事情のある時は、運営委員会の議を経て、免除することができる。  
2. 特別会費の徴収を必要とする時は、総会において決定する。
- 第8条 (会計年度)  
この会の会計年度は、4月1日より翌年3月31日までとする。
- 第9条 (予算・決算)  
予算および決算は、総会の承認を必要とする。
- 第10条 (会計処理)  
会計処理は、別に定める会計処理規則による。

## 第6章 役員および会計監査委員

### 第11条 (役員)

この会に次の役員を置き、任務は次のとおりとする。

1. 会長 1名  
会長は、この会を代表し会務の統括をする。  
総会および運営委員会を招集し、すべての部会・委員会・集会等に出席することができる。
2. 副会長 2名  
副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、会務を代行する。
3. 書記 2名  
書記は、総会および運営委員会の議事およびこの会の活動に関する重要事項を記録し、その他、庶務を担当する。なお、議事録はいつでも閲覧にそなえる。
4. 会計 2名  
会計は、総会で決定した予算にもとづき、一切の会計事務を処理し、会計帳簿はいつでも閲覧にそなえるとともに、総会において会計監査委員の監査を経た決算監査報告をする。

### 第12条 (任期)

役員任期は1か年とする。ただし、再任を妨げない。

### 第13条 (会計監査委員)

この会の経理を監査するため、会計監査委員2名を置き、会計事務を適宜監査する。  
また、総会で監査決算報告を行う。

1. 会計監査委員は、他の役員を兼ねることはできない。
2. 会計監査委員の任期は、1か年とする。
3. 会計監査委員は前年度の会計委員がその任務にあたる。ただし、その役員が会員でなくなる場合(卒業・転出等)は、他の役員が担う。

### 第14条 (役員および会計監査委員の選出)

役員および会計監査委員の選出は、別に定める選挙ならびに選考規定による。

## 第7章 部会 および委員会

### 第15条 (部会の構成)

部会は、各学年から選出された部員で構成する3部会(学年部・広報部・文化体育部)、および各地区から選出された部員で構成する地区生活指導部会 の4つの部会を置く。

1. これらの部会は、定期的に集会を開き、学校と家庭の結びつきを強め、会員の意見や要求を集約する。
2. 部会には、教職員の代表もそれぞれ所属する。
3. 部長・副部長(=学年部・広報部・文化体育部は1名、地区生活指導部は2名)  
および各部員の選出は、別に定める選挙ならびに選考規定による。
4. 部長は必要に応じて部会を招集し、会務を統括する。  
副部長は部長を補佐し、部長事故のあるときは会務を代行する。  
部長・副部長は、運営委員として、運営委員会に参加する。
5. 各部長の話し合いにより、全体部会を持つことができる。
6. 部長・副部長・部員の任期は1か年とする。ただし再任を妨げない。

### 第16条 (部会の任務)

部会の任務は、次のとおりである。

1. 学年部会  
各学年相互の連絡を行い、必要に応じて学年集会を開き、意見交換や親睦を図る。
2. 広報部会  
この会に関わる活動および学校生活を掲載した広報新聞の発行などの広報活動を行う。
3. 文化体育部会  
児童の教育や会員の教養となる講習会や講演会を企画・立案し、その執行にあたる。  
児童および会員の体位向上・健康に必要な計画を立案し、その執行にあたる。
4. 地区生活指導部会  
校区内における児童の安全確保、地域教育環境の改善・充実のための計画を立案し、その執行にあたる。

第17条 (特別委員会)  
この会は、必要に応じて運営委員会の議を経て、特別委員会を設けることができる。

第18条 (運営委員会)  
運営委員会は、役員、部長・副部長、教職員代表(若干名)、および校長・教頭をもって構成する。  
1. 運営委員会は、会長が必要に応じて臨時招集することができる。  
定足数は構成員の過半数とし、議決は出席者の過半数とする。  
2. 運営委員会は、総会に次ぐ決議機関であって、この会の目的達成のために必要な総合的計画を立て、また各部会の連絡調整をはかる。

## 第8章 集会

第19条 (学年集会)  
学年集会は、学校教育と家庭教育の結びつきの強化をはかるとともに、関係する諸問題の研究と討議、およびレクリエーションなどを行う。

この集会は、学年部員が主催し、その学年に関わる教職員と保護者で構成する。

第20条 (総会)  
総会は、全会員をもって構成され、この会の最高決定機関である。  
総会は、定期総会、臨時総会とする。

1. 定期総会 役員および会計監査委員等の紹介  
前年度会計決算報告  
新年度事業計画、新年度予算、その他重要事項の審議
2. 臨時総会 運営委員会において必要と認めた場合、または、会員の1/10以上が必要と認めた場合は、会長がこれを招集する。  
ただし、その開催通知は原則として、その一週間前までに、会員に通知する。
3. 総会成立の定足数は、委任状を含めて、全会員の1/10以上を必要とする。  
議決は、出席者の過半数の同意を必要とする。

## 第9章 附則

第21条 (発効)  
この会則は、昭和46年(1971年)9月12日より実施する。

第22条 (学校長)  
学校長は、必要に応じて、会合に出席し意見をのべることができる。

第23条 (改正)  
この会則は、運営委員会の議を経て、総会において出席者の2/3以上の賛成による。  
ただし、改正案は、総会前に全会員に通知しておかなければならない。

1. 昭和47年3月	一部改正	8. 平成16年10月29日	一部改正
2. 昭和50年4月	一部改正	9. 平成17年4月	一部改正
3. 昭和51年3月6日	一部改正	10. 平成26年2月28日	一部改正
4. 昭和63年3月5日	一部改正	11. 平成29年2月24日	一部改正
5. 平成6年3月5日	一部改正	12. 平成29年11月9日	一部改正
6. 平成9年3月1日	一部改正	13. 令和元年5月18日	一部改正
7. 平成10年3月7日	一部改正		

第24条 (内規)  
この会の運営上必要な内規は、会則に逸脱しない限りにおいて、運営委員会の議を経て設けることができる。

# 選挙ならびに選考規定

## 第1条 役員、部長・副部長(=運営委員)および会計監査委員の選出について

- 1 次年度の役員、部長・副部長、会計監査委員を定めるため、11月に選考委員会を設ける。
- 2 選考委員会は、次のメンバーで構成する。  
選考委員は、選考委員会で得た情報について、守秘義務を負う。
  - (1) 会員より若干名 … 立候補に基づき選出する
  - (2) 教職員より若干名
  - (3) 運営委員(教職員を除く)より若干名
- 3 選考委員会は、立候補を受け付け、立候補者の調整を行う。  
選考委員会は、自主申告された免除希望について、第6条(役減免規定)により可否を判断する。
- 4 選考委員会は、選考会を開き、補欠も含めて必要な人数の候補者を選考する。
- 5 信任投票(補欠を除く)を行い、次年度の役員、部長・副部長、会計監査委員を決定する。

## 第2条 部員(学年部・広報部・文化体育部)の選出について

- 1 運営委員会は、立候補を受け付け、立候補者の調整を行う。  
運営委員会は、自主申告された免除希望について、第7条(役減免規定)により可否を判断する。  
運営委員会は、部員選考会を開き、学年ごとに各部の所属部員を決定する。
- 2 (部員の定員)  
学年ごとに、学年部4名・広報部2名・文化体育部2名、それぞれ選出する。  
ただし、児童数の増減により選出人数を変更する場合は、事前に、運営委員会より提案する。
- 3 (部員の選出時期)  
1年生から5年生の在校生の保護者は、役員、部長・副部長、会計監査委員の信任投票後、新1年生の保護者は、入学後に選出する。
- 4 (部員選考の優先順位)  
高学年を優先し、各部員を選出する。

## 第3条 地区生活指導部員の選出について

- 1 運営委員会は、立候補を受け付け、立候補者の調整を行う。  
運営委員会は、自主申告された免除希望について、第7条(役減免規定)により可否を判断する。
- 2 各地区在校生の保護者から、各地区の選出方法により、2~3名を選出する。

## 第4条 欠員補充について

- 1 役員、部長・副部長、会計監査委員に欠員が生じた場合、運営委員会で検討する。
- 2 各部員に欠員が生じた場合、9月末を目途として判断する。  
9月までは、原則、次点者を繰り上げて補充し、10月以降は、各部で検討する。

## 第5条 会員の義務規定について

- 1 PTA会則の前文および第6条の主旨から、特別な理由(運営委員会の議)がないかぎり、積極的に各部員を務めるよう努力しなければならない。
- 2 経歴については、全活動の3分の2以上の出席で、1年経験したものと認める。

## 第6条 役員、部長・副部長、会計監査委員の選挙、選考における役減免規定について

- 1 下記に該当する会員は、本人の希望により一定期間役を免除する。
  - (1) 本校PTAにおいて、運営委員・指導ルームを経験。(永久免除)
  - (2) 未就学児がいる。(本人の希望により一定期間)
  - (3) 本校PTAにおいて、過去5年間に3回以上、部員・地区生活指導部員を経験した者。  
(本人の希望により翌年度1年間免除)  
※移行期間を設け、令和7年4月1日より適用  
※移行期間を設け、令和8年4月1日より廃止

(4) 特別な理由がある。

※なお、上記の免除規定は全て自主申告制とし、免除を希望する者は、期間内に書面にてその旨を申告しなければならない。

2 欠員補充でなった者は、前任者の期間も在任期間とする。

## 第7条 各部員の選挙、選考における役減免規定について

1 下記に該当する会員は、本人の希望により一定期間役を免除する。

(1) 本校PTAにおいて、部員・地区生活指導部員を2年連続した者。  
(翌年度から2年間、部員・地区生活指導部員を免除)

※移行期間を設け、令和7年4月1日より適用

(2) 本校PTAにおいて、運営委員・指導ルームをした者は、部員・地区生活指導部員を永久に免除される。

※なお、上記の免除規定は全て自主申告制とし、免除を希望する者は、期間内に書面にてその旨を申告しなければならない。

2 欠員補充でなった者は、前任者の期間も在任期間とする。

昭和53年3月4日	一部改正
昭和63年3月5日	全面改正
平成4年3月7日	一部改正
平成6年3月5日	一部改正
平成9年3月1日	一部改正
平成10年3月7日	一部改正
平成15年3月7日	全面改正
平成17年4月1日	一部改正
平成19年3月2日	一部改正
平成20年5月16日	一部改正
平成23年5月20日	一部改正
平成26年2月28日	一部改正
平成29年2月24日	一部改正
平成29年11月9日	一部改正
平成29年12月12日	一部改正
令和4年9月6日	一部改正
令和6年2月16日	一部改正

**PTA 役員・会計監査委員・部長、副部長・各部員の選出における**

**「免除」や「経歴」については、自主申告とします。**

# 会計処理規定

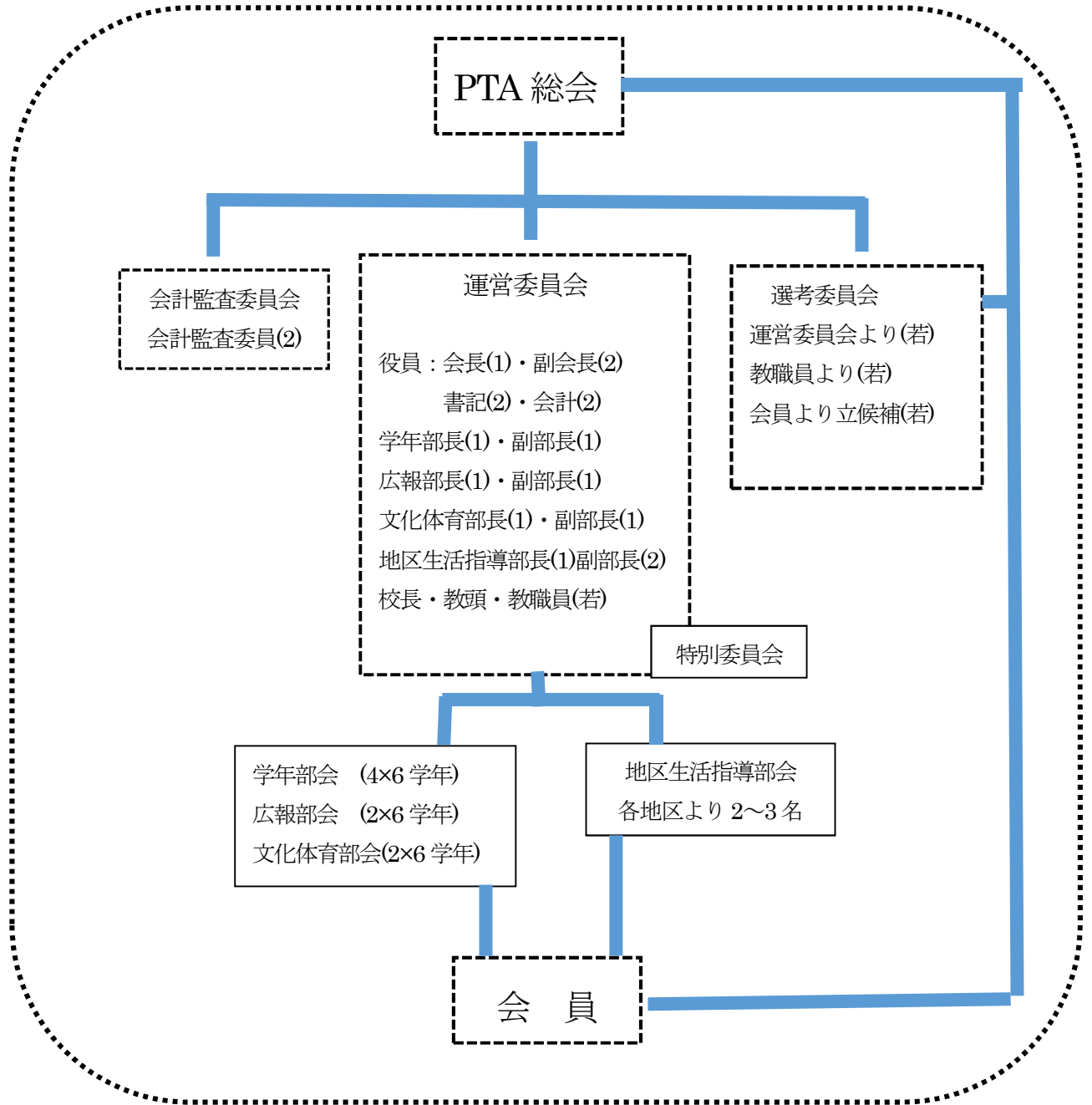
- 第1条 会計は、会計事業を明瞭に表示し、これを財務諸表に註記し、真実を報告する義務を有する。
- 第2条 この規定は、本会会則第5章第10条の定めにより、本会の運営に必要な経費の管理および収支処理の目的をもって定められたものである。
- 第3条 本会会員は、会費を支払わなければならない。  
但し、会費の減免は本会会則第5章第7条第1項の適用による。
- 第4条 総会において予算を議決し、決算の承認を得なければならない。
- 第5条 管財は、運営委員会の指定した金融機関に委嘱し保管する。
- 第6条 会計処理は、伝票および証券によって記帳し、収支別備付帳簿は、下記のとおりとする。  
収支の部 銀行預金通帳  
支出の部 支出台帳（現金出納簿）・伝票・元帳
- 第7条 支出伝票に基づく支出については、会長の最終決済を受けなければならない。
- 第8条 緊急やむをえない支出については、会長決済により処理ができる。  
但し、運営委員会の事後承認を必要とする。
- 第9条 会員は、会長の許可を得て、会計帳簿を閲覧することができる。
- 第10条 弔事に関する会計処理は、下記のとおりとする。  
1. 児童および会員死亡の場合 金5,000円と生花  
2. 特別の場合には、運営委員の協議によりこれを定める。  
3. 各該当者からの返礼は、一切受けない。
- 第11条 運営委員会が必要と認めた会務により出張する場合は、実費を請求することができる。  
但し、報告書ならびに明細書を必要とする。
- 第12条 通信費について、全活動の3分の2以上の出席した運営委員に対して、下記基準により支給するものとする。  
1. 1年間の通信費として、会長に対し5,000円支給するものとする。  
2. 1年間の通信費として、副会長・書記・会計に対し3,000円支給するものとする。  
3. 1年間の通信費として、学年部・広報部・文化体育部・地区生活指導部の各部長、副部長に対し2,000円支給するものとする。

昭和47年3月 一部改正  
昭和57年 一部改正  
平成9年5月 一部改正  
平成19年3月 一部改正  
平成20年3月 一部改正  
平成20年5月 一部改正  
平成29年2月 一部改正  
令和7年1月 一部改正



# 豊島北小学校 PTA 組織図

豊中市 PTA 連合協議会  
所属：西部ブロック(9校)



# 豊中市立豊島北小学校 PTA 個人情報取扱規則

## (目的)

第1条 豊中市立豊島北小学校 PTA(以下、本会という。)が保有する個人情報の適正な取り扱いと活動の円滑な運営を図るため、個人の権利・利益を保護することを目的に、本会の会員等名簿及びその他の個人情報データベース(以下、単に「個人情報データベース」という。)の取り扱いについて定めるものとする。

## (責務)

第2条 本会は個人情報保護に関する法令を遵守するとともに、PTA 活動において個人情報の保護に努めるものとする。

## (管理責任者)

第3条 本会における個人情報データベースの管理責任者は PTA 会長とする。

## (取扱者)

第4条 本会における個人情報データベースの取扱者は PTA 役員、部長・副部长、選考委員とする。

## (秘密保持義務)

第5条 個人情報データベースの管理責任者及び取扱者は、職務上知りえた個人情報をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (収集方法)

第6条 本会は、個人情報を収集する場合は、あらかじめその利用目的を定め、本人に明示する。ただし、要配慮個人情報を収集する場合は、あらかじめ本人の同意を得なければならない。

## (利用)

第7条 取得した個人情報は、次の目的のために利用する。

- (1) 会費集金、管理
- (2) 会員名簿、役員・委員会・部会名簿の作成
- (3) 広報誌、その他文書の作成・送付
- (4) その他の PTA 活動に関する事務

## (利用目的による制限)

第8条 本会は、あらかじめ本人の同意を得ないで、前条の規定により特定された利用目的の達成に必要な範囲を超えて、個人情報を取り扱ってはならない。

## (管理)

第9条 個人情報データベースは管理責任者又は取扱者が保管するものとし、管理責任者指導のもと適正に管理する。

- 2 不要となった個人情報は管理責任者立会いのもとで、適正かつ速やかに廃棄するものとする。

## (保管及び持ち出し等)

第10条 個人情報データベース、個人情報を取り扱う電子機器等については通常使用においてネットワーク接続をしないこととし、ウイルス対策ソフトを入れる等適切な状態で管理するものとする。なお、個人情報の校外持出については原則禁止とするが、やむを得ず持ち出す場合は、ファイルにパスワードをかける等適切に取り扱うこととする。

## (第三者提供の制限)

第11条 個人情報は次の場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ずに第三者に提供してはならない。

- (1) 法令に基づく場合
- (2) 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (3) 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。
- (4) 国の機関もしくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

(第三者提供に係る記録の作成等)

第12条 個人情報を第三者（前条に該当する場合及び国の機関、地方公共団体を除く）に提供したときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 提供した年月日、住所又は所在地
- (2) 第三者の氏名又は名称
- (3) 提供する対象者の氏名
- (4) 提供する情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨

(第三者提供を受ける際の確認等)

第13条 第三者（第11条に該当する場合及び国の機関、地方公共団体を除く）から個人情報の提供を受けるときは、次の項目について記録を作成し保存する。

- (1) 第三者の氏名又は名称（法人にあつては代表者の氏名）、住所又は所在地
- (2) 第三者が個人情報を取得した経緯
- (3) 提供を受ける対象者の氏名
- (4) 提供を受ける情報の項目
- (5) 対象者の同意を得ている旨(事業者でない個人から提供を受ける場合は不要)

(情報開示等)

第14条 本会は、本人から自己の個人情報の開示、利用停止、内容の追加又は削除を要求されたときは、法令に沿ってこれに応じる。

(漏えい時等の対応)

第15条 個人情報を漏えい又は紛失した場合、もしくはそのおそれがあることを把握した場合は、直ちに管理責任者に報告する。

(研修)

第16条 本会は、役員、部長・副部長、選考委員に対して、定期的に個人情報の取り扱いに関する留意事項について、研修を実施するものとする。

(苦情の処理)

第17条 本会は、保有する個人情報の取り扱いに関し、会員から苦情の申出があつた場合は、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(改正)

第18条 本規則の改正は、運営委員会において決定し、総会においてその旨を報告するものとする。

付則

本規則は、平成30年4月11日より施行する。